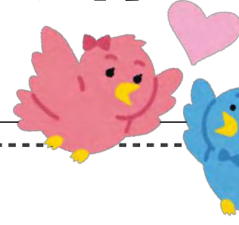


# 東中野図書館・法律情報局

東中野図書館 個性づくりテーマ展示《第 33 回》DV・ハラスメント問題

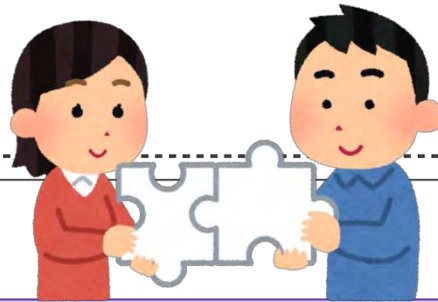
## 男女間のトラブルと法律



平成 28 年 11 月 12 日～25 日までの 2 週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」週間です。

ストーカー行為をはじめ、女性に対する暴力には、夫・パートナーからの暴力にあたる DV（ドメスティック・バイオレンス）や、性犯罪、セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）、売買春などが含まれます。

その中から、女性の被害者が多いとされるストーカー行為を規制する「ストーカー規制法」と DV を防止するための「配偶者暴力防止法」（通称 DV 防止法）について、事例を挙げて解説します。



☆展示期間： 平成 28 年 10 月 29 日（土）  
～平成 28 年 12 月 21 日（水）

☆展示場所：東中野図書館 3F 法務情報コーナー

☆問い合わせ：東中野図書館

中野区東中野 1-35-5  
03 (3366) 9581

## ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

### 【概要】

刑法や軽犯罪法などの犯罪に触れず、法律によって取り締まることができないストーカー行為を取り締まる法律

#### 《対象範囲》

相手の身体の安全、住居等の平穏もしくは名誉が害されたり、行動の自由が著しく害され、不安を覚えさせる社会的に逸脱したつきまとい等の行為(2条)。

法律によって保護されるべき相手の利益の侵害が重大で、刑罰による抑制が必要な場合(13条1項)は刑罰を科されることがあります。

大切なのは、防犯意識です。警視庁ホームページを参考にしてストーカーに対する初期対応と、対策を挙げます。

### 【ストーカーに対する初期対応】

1. 最初にきっぱり拒絶し、相手にしない(無視する)
2. 人に相談するなど被害を公にする、警察・行政機関・弁護士に相談する
3. 証拠物・証拠書類や記録を残す
4. 住所を変える

### 【主なストーカー行為とその防犯対策】

1. つきまとい、待ち伏せ	外出時には防犯ブザーを携帯する
2. 監視していると告げる行為	家にいる時でもきちんと戸締りをする
3. 面会・交際の要求	はっきりと拒否の姿勢をしめす
4. 乱暴な言動	すみやかに警察に相談する
5. 無言電話・ファクシミリ 連続電話・電子メール	余分な会話はせず、相手に警察に届けていることを告げる
6. 汚物などの送付	すぐに警察に届ける。届いた日時・内容をメモする
7. 名誉を傷つける	状況を記録し、中傷ビラ・インターネットの内容を保存する
8. 性的羞恥心の侵害	送りつけられたものを保存する

### ～実際にあつた事例～

許される「まちぶせ」と許されない「まちぶせ」



Q. 大学の先輩を好きになり気持ちを伝えるために駅で待っているとストーカーになるのですか？

A. 恋愛感情を伝えるためにまちぶせしてもただちに法律に触れることはありません。

ストーカー規制法では、一定の行為を「つきまとい等」として定め、「つきまとい等」をして相手に不安を覚えさせることが禁止されています。

ストーカー規制法では、特定の人に対して「つきまとい」や「まちぶせ」「進路に立ちふさがり」「住居や勤務先などの付近で見張りをし、または住居等に押しかける行為」などの法律の定める「つきまとい等」の行為を、その相手の人の身体の安全、住居等の平穏・名誉が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法で繰り返しておこなうことを「ストーカー行為」として(2条2項)、**6ヶ月以下の懲役**または**50万円以下の罰金**で処罰することになっています(13条1項)。

## 配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

### 【概要】

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。（前文）

### 【相談件数にみる実態】

配偶者暴力防止法においては、被害者を女性には限定していません。

しかし、配偶者暴力相談センターによると、平成27年度の相談件数は、女性：109,629件、男性：2,001件と、多くの場合女性です。  
（内閣府男女共同参画局ホームページより）

### 【平成25年の法改正】

事実上婚姻関係と同様の事情にある者以外にも、「生活の本拠をともにする交際をする関係にある相手からの暴力」に関しても、配偶者暴力防止法の諸規定が準用されることとなりました（28条の2）。

### 【ドメスティック・バイオレンス（DV）とは】

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。

「ドメスティック・バイオレンス」は、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もあります。

内閣府では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがある「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」という言葉を使っています。

**DVの具体例**（※すべてが配偶者暴力防止法上の「配偶者からの暴力」に該当するわけではありません）

- 【身体的暴力】 ・平手で打つ ・足でける ・身体を傷つける可能性のあるものでなぐる
- 【精神的暴力】 ・大声でどなる ・何を言っても無視して口をきかない
  - ・人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
  - ・外で働くなといたり、仕事を辞めさせたりする
  - ・大切にしているものをこわしたり、捨てたりする
  - ・なぐるそぶりや、物をなげつけるふりをして、おどかさ
- 【性的暴力】 ・いやがっているのに性行為を強要する
  - ・中絶を強要する、避妊に協力しない



## 今後の課題 男女間トラブルの難しさ



いわゆるDV、ストーカー事案の他に、男女間に特有のトラブルとしては、強姦や痴漢等の性犯罪、離婚に伴って生じる財産的・精神的問題、職場でのセクハラ、雇用や待遇面における性差別等が考えられます。

男女間で生じるトラブルについては、「これはDVの事件」「これはストーカー事案」とはっきり区別することは非常に困難です。また、共依存など他者の干渉が容易ではないデリケートな問題を孕んでいることもあり、通報が遅れ、悲劇を引き起こしてしまうといったケースは多いようです。

このような事件が後を絶たないのは、相談窓口がない、あってもその存在を知らないなど被害者が適切な機関に相談出来ない要因がありましたが、被害を抑える方策として、第三者機関の存在を知らせる活動が、重要視されています。

参考文献：『弁護士に聞きたい！ストーカー・DVの問題Q&A』中央経済社 2014年

## オススメ展示図書



### 『「ストーカー」は何を考えているか』

小早川 明子／著

新潮社 2014年

368.6

コ

なぜ、彼らは常識を踏み外すのか。  
500人ものストーキング加害者と向き合い、カウンセリングなどを行ってきた著者が、彼らの思考パターンと危険度、実践的対応を多くの事例とともに解き明かす。



### 『DV・ストーカー対策の法と実務』

小島 妙子／著

民事法研究会 2014年

367.1

コ

ストーカー規制法、DV防止法の改正内容について解説。  
相談を受ける際の留意点、DV事案における子の面会交流審判調停の実情などをQ&A形式で説明する。  
DV・ストーカーの基礎知識も収録。



### 『判例から読み解く職場のハラスメント

実務対応 Q&A』

小笠原六川国際総合法律事務所／編

清文社 2016年

366.3

ハ

マタハラ、セクハラ、パワハラという職場の3大ハラスメント。  
紛争化した判例を検討・類型化し、留意点、課題、対処策等を解説する。男女雇用機会均等法および育児介護休業法の改正という形で制定された「マタハラ法」に対応。



## 【展示図書リスト】

書名	著者名	出版者名	出版年	分類番号
すぐに役立つ図解とQ&Aでわかるセクハラ・パワハラ・マタハラをめぐる法律とトラブル解決法 130	加藤 知美／監修	三修社	2016	366.3 ス
予防・解決職場のパワハラセクハラメンタルヘルス	水谷 英夫／著	日本加除出版	2016	366.3 ミ
判例から読み解く職場のハラスメント実務対応Q&A	小笠原六川国際総合法律事務所／著	清文社	2016	366.3 ハ
モラハラ環境を生きた人たち	谷本 恵美／著	而立書房	2016	367.3 タ
職場のハラスメント	中井 智子／著	労務行政	2015	366.3 ナ
モラ夫のトリセツ	麻野 祐香／著	合同フォレスト	2015	367.3 ア
夫からのモラル・ハラスメント	まっち〜／著	河出書房新社	2014	916 マ
セクハラ・パワハラ読本	君嶋 護男・北浦 正行／著	日本生産性本部 生産性労働情報 センター	2015	366.3 キ
DV・セクハラ相談マニュアル	東京弁護士会両性の平等に関する委員会／編	商事法務	2012	367.1 デ
DV シェルターの女たち	春日野 晴子／著	彩図社	2016	916 カ
DV 被害者支援ハンドブック	尾崎 礼子／著	朱鷺書房	2015	367.1 オ
働く女子の運命	濱口 桂一郎／著	文藝春秋	2015	366.3 ハ
スクールセクハラ	池谷 孝司／著	幻冬舎	2014	374.3 イ
アクションを起こそう	ジミー・カーター／著	国書刊行会	2016	367.1 カ
デートDV・ストーカー対策のネクストステージ	伊田 広行／著	解放出版社	2015	367.1 イ
ストーカーから身を守るハンドブック	エミリー・スペンス・アルマゲヤー／著	大月書房	2014	368.6 ス
ストーカーは何を考えているか	小早川 明子／著	新潮社	2014	368.6 コ
銀座の弁護士が教える泣かない女になる方法	竹森 現紗／著	文響社	2015	320.4 タ
DV・ストーカー対策の法と実務	小島 妙子／著	民事法研究会	2014	367.1 コ
弁護士に聞きたい！ストーカー・DVの問題 Q&A	馬場・澤田法律事務所／編	中央経済社	2014	326.2 ベ

# 男女間のトラブルについて調べる方に

## 1. 情報検索のキーワード

様々な「キーワード」を使うことで、効率的な情報の検索が可能になります。

DV / ドメスティック・バイオレンス / ストーカー / セクハラ /  
セクシュアル・ハラスメント / DV防止法 / ストーカー規正法  
マタハラ / など



## 2. 図書資料を調べる

中野区立図書館のホームページや館内利用者検索機（OPAC）で調べてみましょう。

『中野区立図書館ホームページアドレス』

<https://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/index.asp>

・・・中野区立図書館のホームページや利用者開放端末（OPAC）で調べてみましょう。

『東京都立図書館統合検索』

<http://ufinity01.jp.fujitsu.com/metro/>

・・・東京都内の公立図書館の蔵書について一括して検索できます。

『国立国会図書館』

<http://www.ndl.go.jp/>

・・・国会図書館の蔵書について一括して検索できます。



## 3. 雑誌・新聞で調べる

東中野図書館では、雑誌・新聞は2階にあります。

**新聞**

朝日新聞 / 産経新聞 / 東京新聞 / 日経新聞 / 毎日新聞 / 読売新聞

☆日経新聞縮刷版は過去10年分ございます。

**雑誌**

『ジュリスト』 有斐閣

『法学セミナー』 日本評論社

## 4. 基本的な情報を調べる

テーマの棚を調べてみましょう。



分野	分類記号	分野	分類記号
女性、女性論	367.1	夫婦関係	367.3

## 5. 用語や事例について調べる

言葉の意味などを調べてみましょう。



『現代用語の基礎知識 2014』 031 ゲ 14  
自由国民社 2014年

★インターネットで探す

『インターネット安全・安心相談／警察庁』

<http://www.npa.go.jp/cybersafety/index.html>

## 6. 関連機関を活用する

関連機関で男女のトラブルに関するさまざまな事を調べてみましょう。

『ストーカー規制法（警視庁）』

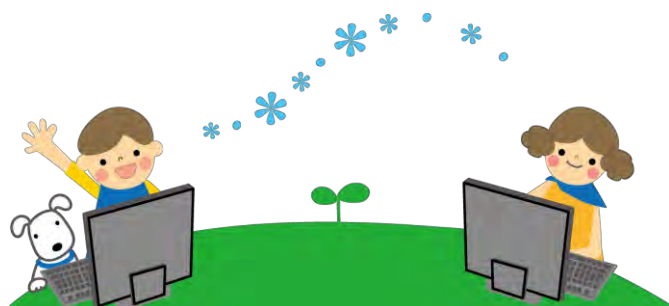
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/higai/dv/kiseho.html>

『配偶者からの暴力被害者支援センター（内閣府男女共同参画局）』・・・

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/soudankikan/O1.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/O1.html)

『日本司法支援センター（法テラス）』・・・

[http://www.houterasu.or.jp/higaishashien/higai\\_naiyou/stalker/](http://www.houterasu.or.jp/higaishashien/higai_naiyou/stalker/)



NAKANO CITY CERTIFIED TOURISM RESOURCES



中野区認定観光資源  
2014

# 東中野図書館からのお知らせ



## おはなし会

幼稚園・保育園・小学生向け

11月2・9・16・23・30日(水)

12月7・14・21・28日(水)

★毎週水曜日

午後3時30分～午後4時

よもよも 0才～3才児向け

11月7日(月)

12月5日(月)

★毎月第一月曜日

午前11時～11時30分



## 展示コーナー

個性展示：3階書架入り口

一般展示：2階エレベーター横

特別展示：YAコーナー入り口

児童展示：2階カウンター横

### 過去の個性展示

第32回「マイナンバー制度」

第31回「労働基準法」

第30回「インターネットの法律問題」

東中野図書館企画事業「写真家 本橋成一講演会」

日時：11月19日(土) 午後2時～午後3時30分

場所：東中野図書館3階会議室

お申込・お問合せ：東中野図書館カウンターまたは電話(03-3366-9581)